

3、給水申込み事務の流れ

【給水申込等の書類】

○給水申込書の申請者、所有者の欄は必ず申請者及び所有者本人に記入していただくか印刷印字の場合は本人の記名押印をしてください。（法人等の場合でゴム印を使用する場合は、社印の押印が必要となります。）また、給水申込書の裏面の使用承諾書等（土地・家屋・給水装置）の記入においても、申請者及び所有者本人に記入もしくは押印していただくようお願いしてください。

（本人が記入しないと私文書偽造となります。また、トラブルの原因となり、実際に申請者から市に苦情があるので厳守すること。）

○所有者の住所については、住居表示の記入をお願いします。（住居表示が決まっていない場合は、完了書類提出時でも結構です。）

○立面図について各配管の延長を区間毎に記入してください。また、1階から2階への立上り管の延長も記入してください。

○1次側配管に設置してある浄水器や食洗器などについて、平面図、立面図にカッコ書きで記入してください。

○メーターボックスの設置についてですが、取出し管は配水本管に対して直角取出しとなります。よって、メーターBOXと配水本管の位置関係が直角に設置できない場合は、乙止水栓を設置してください。

○メーターボックスの設置位置は、維持管理及び検針しやすい位置で、車の載らない位置に設置してください。外構計画も考慮して取出し位置とメーター位置を決定してください。

○改造申請時に、分筆等で以前の申請と土地形状が異なる場合は、公図も添付してください。

○改造申請などで、取出し管にMCソケット、ポリソケットなどが必要となった場合には、必ず設計図や給水台帳等に記入してください。また、完了書類提出時には、使用した材料が分かる写真を添付してください。

○井戸水配管がある場合は、申請図と給水台帳に井戸水配管を緑の線で記入してください。（線種については、新設管は緑実線、既設管は緑点線をお願いします。）

○撤去申請において、権利放棄の場合は給水台帳の右下に「権利放棄」と記入してください。また、給水台帳表面の協議事項の欄にも「権利放棄」と記入してください。

○配水本管から取出しを行う場合は、サドル分水栓も使用材料基準適合確認書に記入してください。

【工事施工】

○交通規制について、道路占用申請は安城市維持管理課へ、道路使用申請は安城警察署へ申請して下さい。工事施工時には、通行止め規制は迂回路案内板を設置してください。

（車両通行止め規制の場合は、歩行者通路は幅員1.0m以上の確保、片側交互通行規制は、車両通行幅3.0m以上5.0m未満、徐行規制は、車両通行幅5.0m以上を確保

すること。)

○公道分取出し施工を行う場合は、3日前(土、日、祝日を含まず)までに着手届を必ず水道工務課へ提出してください。

断水、圧着施工が必要な場合は、職員が立会いますので、早めに立会い予約をしてください。(立会いは、原則午後の1時30分からとします。)

○埋め戻し工については、管上10cmまでは保護砂(細粒改良土等)を使用し、路盤までの埋め戻し材は路床土としての良質土(改良土等)を使用してください。また、20cmピッチでの埋め戻しを行ってください。黒板には、材料名を記入してください。

○他占用管との離隔は管外で30cm以上の離隔を確保してください。完了書類提出時には、その離隔などの写真も提出してください。

○水道用耐震型高性能ポリエチレン管(PEP管)から分岐するときは、融着サドル分水栓を使用してください。

(融着状況が分かるように、インジケータのUP写真を撮ること。)

○配水本管から分岐する際、直角取出しのわかる写真を添付してください。

○メーターBOXのアルミ板に張る業者標と栓番シールは、アルミ板を清掃してから張るようにしてください。また、コンクリート製BOXなど、剥れるおそれがある場合は、プラ板などにより、メーターBOX内に設置してください。

【その他】

○給水管撤去等で、配水本管上を掘削して、サドル分水栓止め(サドルキャップ)を行っていましたが、道路管理者より既設管撤去の指示がありましたので、不要となった給水管は、幅50cmで掘削して、撤去後に埋め戻しを行ってください。

○残塩調査報告書については、配水本管から新規給水取出しをした場合、完了届提出時に添付してください。

○宅内配管で、先太り配管は不可です。宅内配管の状況写真を撮る指示があった場合は、完了書類提出時に写真を添付してください。(申請のとおり施工してください。)

○区画整理事業区域内での換地による移転の場合は、工事分担金の権利充当が可能です。所有者にご理解をいただき、新設申請と撤去申請の同時申請をお願いします。

また、新設申請の方には、分担金免除願欄にも記入をお願いします。

新設申請と撤去申請が同時にできない場合は、撤去申請時に中断移転連絡票のコピーを添付し、新設申請時に中断移転連絡票の原本を添付してください。